

香川地方最低賃金審議会  
第2回香川県最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和5年8月1日 15時15分～16時37分		
開催場所	高松サポート合同庁舎 北館 702 会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席2人	定数3人
主要議題	1 最低賃金に関する基礎調査結果について 2 香川県最低賃金額改正の審議について		
議事要旨	<p>1 最低賃金に関する基礎調査結果の概要について説明した。</p> <p>2 香川県最低賃金額の審議</p> <p><b>労働者側：第1回提示額 時間額 939 円 (61 円引上げ)</b>          根拠：昨年も主張した「誰もが1,000 円」を早期に目指すことを基本とし、一般的な企業の経営計画から2年が相応と考えている。差額122 円を2年間で解消するとなると、1年間の引上げ額は、<math>122 \text{ 円} \div 2 \text{ 年} = 61 \text{ 円}</math>である。</p> <p><b>労働者側：第2回提示額 時間額 935 円 (57 円引上げ)</b>          根拠：連合香川の春闘妥結額は加重平均で9,460 円で、令和4年賃金構造基本統計調査の香川県の所定内実労働時間数167 時間で除して算出し、小数点以下を切り上げた金額が57 円である。</p> <p><b>使用者側：第1回提示額 時間額 896 円 (18 円引上げ)</b>          根拠：中賃の目安額について、コロナ以前の経営状況に回復した企業もある中で、エネルギーや原材料価格の高騰や価格転嫁が十分に出来ていない中小零細企業や、今後の雇用維持の契約を交わす使用者としては納得できる額ではない。大幅な引き上げは中小零細企業の経営基盤を悪化させかねないと考えている。          そうしたなかで、令和5年賃金改定状況調査結果の指標に基づき金額提示したい。          3要素は、第4表が総合的に表していると考え、第4表①のBランクの賃金上昇率2.0%により算出し、小数点以下を切り上げた金額が18 円である。</p> <p><b>使用者側：第2回提示額 時間額 900 円 (22 円引上げ)</b>          根拠：令和5年賃金改定状況調査結果の第4表③の産業計の賃金上昇率2.4%を現在の最低賃金額878 円に乗じて少数点以下を切り上げて22 円とした。</p> <p>双方とも提示済金額の変更には至らず、次回の専門部会までに双方に再考を促し、引き続き審議することとなった。</p> <p>第3回専門部会は、令和5年8月4日10時00分から開催することを確認した。</p>		

